

大阪大学（石橋）学生交流棟整備等事業

---

入札説明書

平成 15 年 3 月 24 日

大阪大学

## 目次

<b>I . 対象事業の概要等</b> .....	<b>1</b>
1 公告日 .....	1
2 契約担当官等 .....	1
3 調達機関番号等 .....	1
4 品目分類番号 .....	1
5 担当部局 .....	1
6 事業概要等 .....	1
7 スケジュール .....	4
8 競争参加資格等 .....	4
9 競争参加資格等の確認等 .....	8
10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 .....	10
11 入札説明会 .....	10
12 入札説明書等に関する質問及び回答 .....	10
13 入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等 .....	11
14 入札保証金及び契約保証金 .....	12
15 入札金額の内訳書の提示 .....	12
16 開札 .....	12
17 入札の無効 .....	13
18 落札者の決定方法等 .....	13
19 手続きにおける交渉の有無 .....	14
20 基本協定書の締結 .....	14
21 特別目的会社の設立 .....	14
22 事業契約書の締結 .....	15
23 支払条件等 .....	15
24 選定事業者が付保すべき保険 .....	16
25 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と 随 意契約により締結する予定の有無 .....	16
26 苦情申立て .....	16
27 関連情報を入手するための照会窓口 .....	16
28 その他 .....	16
<b>II . 事業実施に関する事項</b> .....	<b>17</b>
1 選定事業者の権利義務等に関する制限 .....	17
2 大学と選定事業者の責任分担 .....	17
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	17
4 事業実施に関する事項 .....	18
5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて .....	19
6 その他 .....	19
<b>III . 提出書類</b> .....	<b>22</b>

## I. 対象事業の概要等

1 公告日 平成 15 年 3 月 24 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 大阪大学事務局長 北見 耕一

3 調達機関番号等

調達機関番号 016 所在地番号 27  
第185号

4 品目分類番号 41, 42, 75

【41：設置工事】

【42：建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス】

【75：建物の清掃サービス】

5 担当部局

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番1号

大阪大学施設部企画課工事経理掛

電話 06-6879-7116 FAX 06-6879-7139

電子メール sisetukikakukikaku@ns.jim.osaka-u.ac.jp

6 事業概要等

(1) 事業名 大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業

(2) 事業場所 大阪府豊中市待兼山町1番1号 大阪大学構内

(3) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。

(4) 事業概要

大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業(以下「本事業」という。)は、PFI法に基づき、選定事業者(入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)が大阪大学学生交流棟(以下「学生交流棟」という。)の設計及び建設を行った後、大阪大学(以下「大学」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務、及び食堂・喫茶、売店などに関する運営業務を遂行するBTO方式により実施する。本事業は、学生交流棟の設計及び建設並びに維持管理・運営業務に係る対価として大学が選定事業者に費用を支払うものである。

## 施設の概要等

敷地及び施設の概要は以下のとおり。詳細については要求水準書に示す。

地区地番	大阪府豊中市待兼山町1番1号
敷地面積	約2,640 m <sup>2</sup>
区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域</li> <li>・第一種中高層住居専用区域</li> <li>・第二種高度地区</li> <li>・風致地区（中山池及び待兼山周辺（池田市区域内））</li> </ul>
建蔽率	60%（ただし大学キャンパス全体としての規制となる）
容積率	200%（ただし大学キャンパス全体としての規制となる）
公害防止関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染規制地域</li> <li>・騒音規制地域（第2種区域）</li> <li>・悪臭規制地域</li> <li>・水質汚濁規制地域</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日影規制：建築基準法別表4，第1種中高層住居専用区域（二）欄、4時間・2.5時間</li> <li>・航空法による規制（航空法第2条及び第49条による規制区域）</li> <li>・文化財保護法による指定（埋蔵文化財包蔵地（待兼山遺跡））</li> <li>・建築可能北限ラインに十分留意すること（北側敷地については、本大学の将来構想に基づき、将来的な土地利用が想定されている）</li> <li>・キャンパス全体を1敷地としての増築、その中での用途不可分な棟の新築となる。従って日影規制は法的には実際上の検討は不要である。また、容積の検討に関して、敷地全体の接道も十分確保されている。</li> </ul>

施設規模	大阪大学学生交流棟 延床面積	:	4,220 m <sup>2</sup> 以上
	(内訳)		
	福利厚生関係	:	約1,600 m <sup>2</sup> (1,568 m <sup>2</sup> 以上)
	課外活動関係	:	約1,860 m <sup>2</sup> (1,823 m <sup>2</sup> 以上)
	学生サービス関係	:	約500 m <sup>2</sup> (490 m <sup>2</sup> 以上)
	設備室関係	:	約260 m <sup>2</sup>

## 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については事業契約書（案）及び要求水準書に示す。

### ア 学生交流棟の設計及び建設

選定事業者は、学生交流棟の設計、施工監理及び建設並びにこれらを実施する上で必要とされる行政手続きや電波障害対策などを行う。

- ・ 事前調査業務（地盤調査含む）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 周辺家屋影響調査・対策
- ・ 電波障害調査・対策

- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 敷地造成
- ・ 建物周辺の側溝及び植栽整備業務 など

#### イ 学生交流棟の維持管理

選定事業者は、完成・引渡し後の学生交流棟の維持管理業務を行う。

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理・外構施設保守管理業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 廃棄物処理業務 など

施設の利用を制限して行う大規模な修繕業務については、大学が本事業と別途発注することとし、PFI事業者の業務範囲から外すものとする。ただし、要求水準書で示す機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、すべてPFI事業者の事業範囲とする。ただし、不可抗力による機能低下や、大学が機能向上のために行う大規模修繕は大学が実施するものとする。

#### ウ 学生交流棟の運営（一部）

選定事業者は完成・引渡し後の学生交流棟において食堂・喫茶・売店の運営業務を行う。

食堂・喫茶・売店などの運営にあたっては、応募企業又はグループ自らが実施する場合の他に、協力会社の誘致により実施する場合も認められる。

- ・ 食堂・喫茶・売店の運営事業者誘致
- ・ 食堂・喫茶・売店の運営業務あるいは運営支援業務 など

なお、選定事業者は大学に対し、食堂・喫茶、売店等の運営業務にかかる施設使用料を支払うものとする。施設利用料の金額については要求水準書に示す。

各業務の範囲と施設構成の関係について以下に示す。施設構成の詳細については要求水準書に示す。

施設構成		学生交流棟の設計及び建設業務	学生交流棟の維持管理業務	食堂・喫茶、売店等の運営業務
福利厚生関係	学生交流スペース			
	食堂・喫茶(ホール)			
	食堂・喫茶(厨房等)			
	売店			
課外活動関係				
学生サービス関係				
設備室関係				
共通				
外構関係				

を記載の施設が業務の範囲に含まれる。

厨房・その他関連諸室、及び売店の維持管理は事業者が独自に行うこと。

## 7 スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

平成15年 3月24日	入札公告
平成15年 3月28日	入札説明会
平成15年 3月24日～4月 8日	入札説明書等に関する質問受付期間
平成15年 4月25日	入札説明書等に関する質問の回答
平成15年 4月24日～5月 1日	競争参加資格確認申請書等（第一次審査）の受付期間
平成15年 5月 9日	入札参加資格の審査（第一次審査）結果の通知
平成15年 5月20日	入札参加資格がないと認めた理由説明の受付期限
平成15年 5月26日	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成15年 6月16日～6月19日	入札書及び入札提案書類の受付期間
平成15年 6月20日	開札
平成15年 7月上旬	入札提案書類に関するヒアリング
平成15年 7月11日	落札者の決定
平成15年 7月17日	選定事業者との基本協定書の締結
平成15年 8月中旬～下旬	選定事業者との事業契約書の締結
平成15年 9月～平成17年 3月	設計及び建設期間
平成17年 4月 1日	引渡し及び所有権の移転日
平成17年 4月～平成30年 3月	維持管理・運営期間
平成30年 3月31日	事業終了

## 8 競争参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

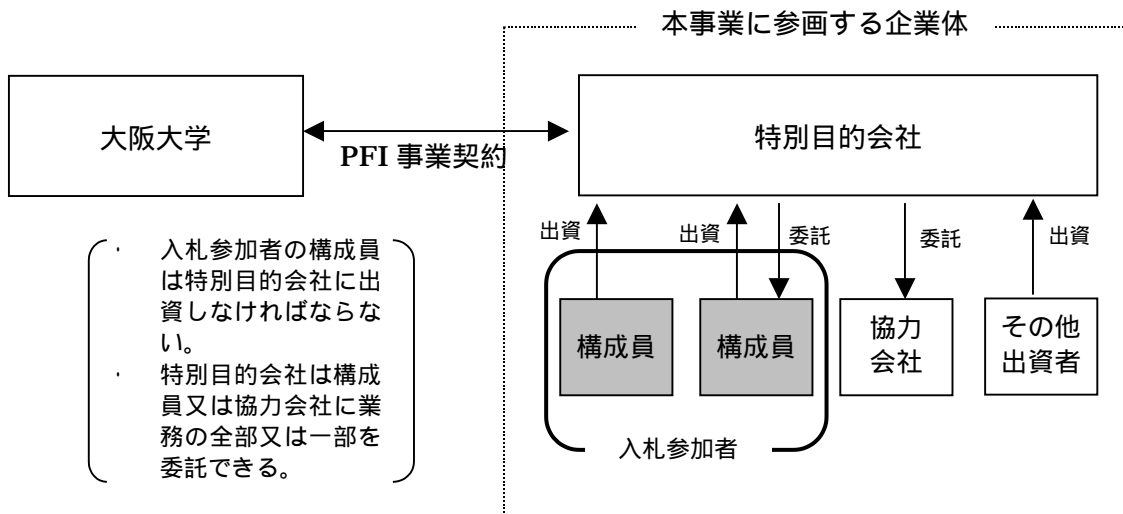
1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明時において協力会社として明記すること。

入札参加者は、落札者となった場合、21 に示す特別目的会社を事業契約の締結までに設立するものとする。



## 2) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

予決令第72条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者については、8(1)3)ア及びアに示す「平成14・15年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知)に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」(平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知)別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社UFJ総合研究所並びに株式会社UFJ総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある御堂筋法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者及び協力会社として参加していないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理・運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、それぞれの者が担当する業務に関する全ての要件を満たすこととする。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

建物用途	:	会館・集会施設
構造	:	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
階数・延べ面積	:	地上4階建以上、3,000㎡以上

工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 上記3) アに同じ。

イ 上記3) イに同じ。

ウ 上記3) ウに同じ。

エ 上記3) エに同じ。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

建物用途	:	会館・集会施設
構造	:	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
階数・延べ面積	:	地上4階建以上、3,000㎡以上



建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事	1,050点
電気工事	950点
管工事	950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加者及び協力会社が、担当する工事について上記を満たすものとする。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうちの一社が工事種類ごとの施工実績を有すれば良いものとする。

建物用途	：	会館・集会施設
構造	：	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
階数・延べ面積	：	地上4階建以上、3,000㎡以上

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械 - 流体機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同

- 等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
- d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記ウに掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。
  - e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成13・14・15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

食堂・喫茶、売店等の運営にあたる企業についての参加資格要件は特に設けない。

(2) 入札参加者の構成員の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加者及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

9 競争参加資格等の確認等

- (1) 入札参加希望者は、上記8(1)3)に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。8(1)3)の ア及び ア・ アに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に8(1)3)の ア・ ア・ ア及び アに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて8(1)3)の ア・ ア・ ア及び アに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本競争に参加することができない。

- |      |  |
|------|--|
| 提出期間 | 平成15年4月24日（木）から平成15年5月1日（木）の土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで |
| 提出場所 | 5に同じ。  |
| その他  | 参加表明書及び資料の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。                  |

- ( 2 ) 競争参加資格確認申請書等の提出書類は、別紙様式集により作成すること。
- ( 3 ) 8 ( 1 ) 3 ) ウ・ウ・ウ及びウの同種業務等の実績及び8 ( 1 ) 3 ) オ・オエ d の配置予定の技術者等の同種の工事等の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種業務等の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- ( 4 ) 入札参加資格の確認後の取扱い  
入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者又は協力会社のいずれかが、開札日において、8 ( 1 ) 2 ) 及び3 ) に定める要件の一つでも満たさない場合 ( 以下「指名停止等に該当する場合」という。 ) には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札の参加は認められない。
- ( 5 ) 入札参加資格の審査結果の通知  
入札参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格審査申請を行った者に対して、書面により15年5月9日(金)までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送する。
- ( 6 ) 費用負担  
入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- ( 7 ) 競争参加資格確認申請書等の取扱い  
支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。  
提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。  
競争参加資格確認申請書等の変更等を禁止する。  
提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。  
なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された競争参加資格確認申請書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。
- ( 8 ) 大学からの提示資料の取扱い  
大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ( 9 ) 入札参加者の複数提案の禁止  
入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

## 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面(様式10)により説明を求めることができる。

提出期限 平成15年5月20日(火)午後5時00分

提出場所 5に同じ。

その他 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成15年5月26日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 11 入札説明会

下記のとおり、入札に関する説明会を開催する。なお、入札説明会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。

開催日時 平成15年3月28日(金)午後2時00分から

開催場所 大阪大学事務局会議室(4階)

当日連絡先 大阪大学施設部企画課工事経理掛

電話 06-6879-7116

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

大阪大学ホームページ

<http://www.osaka-u.ac.jp/jp/information/pfi.html>

## 12 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合においては、以下の要領にて提出すること。

受付期間 平成15年3月24日(月)～平成15年4月8日(火)

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書に記入の上、電子メールにファイル添付にて提出のこと。(ファイル形式はMicrosoft Excelのこと)

提出先 [sisetukikakukikaku@ns.jim.osaka-u.ac.jp](mailto:sisetukikakukikaku@ns.jim.osaka-u.ac.jp)

回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

質問への回答日 :平成15年4月25日(金)

質問への回答場所 :文部科学省及び大学ホームページ及び掲示板

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

大阪大学ホームページ

<http://www.osaka-u.ac.jp/jp/information/pfi.html>

### 13 入札書及び入札提案書類の提出期間・場所及び方法等

#### (1) 提出期間及び場所

提出期間 平成15年6月16日(月)～平成15年6月19日(木)午後5時00分(ただし、郵送する場合は平成15年6月19日(木)午後5時00分(必着))

提出場所 〒565-0871 吹田市山田丘1-1 大阪大学本部  
大阪大学事務局入札室(4階)  
電話：06-6869-7116

(注) 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

(2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された入札価格から「別紙 入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の2(1)に示す「施設整備費相当」のうちの「割賦支払に必要な割賦金利」相当額を控除した金額の100分の5に相当する額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札書に記載される入札価格は、設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価の総額から消費税相当額を控除した金額を記載すること。

(3) 開札の結果、入札価格が予定価格の範囲に達した入札がない時には、再度の入札を行う。なお、入札執行回数は、原則として初度と再度の2回とする。

再度入札の実施にあたり、支出負担行為担当官は、再度入札に係る入札参加者の準備に必要とされる期間を確保した実施日時を定め、入札参加者に通知するものとする。

(4) 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官 大阪大学事務局長 北見 耕一」、「入札者名」及び「大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業に係る入札書在中」の旨を朱書きすること

(5) 代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状(様式15又は様式16)を添付すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

#### (6) 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退書(様式12)を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

提出期限 平成15年6月19日(木)午後5時00分(郵送する場合は平成15年6月19日(木)午後5時00分(必着))

提出場所 5に同じ。

#### (7) 入札提案書類の取扱い

##### 1) 著作権

本事業に関する入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提案書類は入札者に返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 入札提案書類の変更等の禁止

入札提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 入札提案書類に関するヒアリング

開催日時 日時については追って入札参加者に通知する。

開催場所 大阪大学事務局入札室(4階)

当日連絡先 大阪大学施設部企画課工事経理掛

電話 06-6879-7116

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡し日までを期間として、施設整備費相当の100分の10以上について、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を大学に提出すること。なお、被保険者が事業者である場合には、大学に対し、その保険金支払請求権に質権を設定するものとする。

15 入札金額の内訳書の提示

(1) 入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) 内訳書の様式は、「別紙 入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」を参照し、作成すること。

(3) 内訳書は、担当官が確認の後返却する。

(4) 内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16 開札

(1) 提出期間及び場所

下記の日時及び場所において開札を実施する。

開催日時 平成15年6月20日(金)午後2時00分から

開催場所 大阪大学事務局会議室(4階)

( 2 ) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内の入札価格を提案した者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者選定の対象となる。この際に予定価格及び入札価格の公表は行わない。

#### 17 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に8に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

なお、本公告に示した開札日は新年度の15年6月20日であるため、8(1)2)入札参加者及び協力会社の資格等要件が15年度において有効なものでない場合、9競争参加資格等の確認等に示す「開札の時に資格のない者」に該当することになるから、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

委任状を持参しない代理人のした入札

「入札参加表明書」に記載された応募グループの代表者以外のした入札

「入札参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

記名押印の欠いた入札

金額を訂正した入札

誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

#### 18 落札者の決定方法等

本件入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

##### ( 1 ) 提案内容審査( 2次審査 )

###### 審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者等及び大学教職員で構成する「大阪大学(石橋)学生交流棟整備PFI事業提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を、大阪大学に設置する。

審査委員会は、落札者の決定基準に関する審議並びに提出された入札提案書の審査及び優秀提案の選定を行う。

審査委員会は下記の9名の審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

	氏名	所属部局等	備考
委員長	齊藤 慎	(大阪大学経済学研究科教授)	学識経験者等
委員	知原 信良	(大阪大学法学研究科教授)	学識経験者等
委員	仁科 一彦	(大阪大学経済学研究科教授)	学識経験者等
委員	舟橋 國男	(大阪大学工学研究科教授)	学識経験者等
委員	金内 雅人	(日本政策投資銀行調査役)	金融機関関係者
委員	野城 清	(学生生活委員会委員長)	大学教職員
委員	渡部 賢	(事務局経理部長)	大学教職員
委員	柴田 賢次	(事務局学生部長)	大学教職員
委員	池田 誠三	(事務局施設部長)	大学教職員

(2) 審査の方法

別紙落札者決定基準に従って、審査委員会にて入札提案書の審査を行う。入札価格及びその他の条件を総合的に評価し、大学にとって最も有利な提案を行ったものを選定する。

(3) 評価項目等

評価項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

要求水準の達成確認

事業者の提案内容が、大学の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。確認の結果、事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、明らかに水準を満たしていないと確認される場合や記載のない場合は失格とする。

定性評価

定性評価においては、下記項目について、審査委員会において審査し得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計と入札価格により最も優秀な提案を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- ア 事業計画に関する事項
- イ 施設整備に係る事項
- ウ 維持管理・運営に係る事項
- エ 運営に関する事項
- オ その他

(4) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、大阪大学施設部企画課企画掛とする。

19 手続きにおける交渉の有無 無。

20 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、大学を相手方として、別冊基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

21 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社(以下「選定事業者」という。)を事業契約締結の時までに設立するものとする。

なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。



る。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。また、協力会社については当該会社への出資を条件とはしない。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

## 22 事業契約書の締結

- (1) 選定事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、大学を相手方として、別冊事業契約書(案)により、事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務及び維持管理・運營業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- (2) 契約金額は、入札価格の100分の105に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)とする。
- (3) 契約の締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 選定事業者が事業契約を締結しない場合、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- (5) 事業契約書締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

## 23 支払条件等

大学の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する学生交流棟の設計、工事監理及び建設に係る対価(以下「施設整備費相当」という。)と維持管理・運營業務に係る対価(以下「維持管理費相当」という。)から成る。大学は、財政法(昭和22年3月31日法律第34号)第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、学生交流棟の施設整備費相当と維持管理費相当を施設引渡しのあった日から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

詳細は「別紙 入札価格等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」を参照すること。

### (1) 支払期間・回数等

#### 施設整備費相当

施設整備費相当について、大学は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を、各年度の上半期(4月~9月)及び下半期(10月~3月)の終了後に、年2回の割賦方式により26回に分けて均等に支払う。

なお、初年度の支払いについて

- a 施設の引き渡しが行われた場合は、上半期終了後に26回分の1回、下半期終了後に26回分の1回を支払う。
- b 施設の引き渡しが行われた場合は、下半期終了後に26回分の2回分を支払う。

現時点では、平成17年の4月1日の引渡し(上記aに該当)を予定している。

#### 維持管理費相当

維持管理費相当について、大学は定期的にモニタリングを実施し、事業者の提案に基づき事業契約書に定められた必要な水準(以下「提案水準」という。)が満たされているこ

とを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年2回、事業契約書に定める額を選定事業者に支払う。

なお、初年度の支払いについて

- a 施設の引き渡しが行われた場合は、施設の引き渡しから使用開始日までの物品搬入等に伴って必要な業務と使用開始から9月末までの分を上半期終了後に1回、10月から3月までの維持管理費相当を下半期終了後に支払うこととする。
- b 施設の引き渡しが行われた場合は、施設の引き渡しから使用開始日までの物品搬入等に伴って必要な業務と使用開始から当該年度末までの維持管理費相当を合わせて下半期終了後に支払うこととする。  
現時点では、平成17年の4月1日の引渡し（上記aに該当）を予定している。

(2) サービス購入費の改定

サービス購入費の改定は以下のとおりとする。詳細については、「別紙 サービス購入費の支払額の改定について」を参照すること。

サービス購入費の維持管理費相当について、物価変動のうち改定率（価格指数比から1を控除した率とする）の絶対値が3.0%を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

施設整備費相当の改定は行わない。

24 選定事業者が付保すべき保険

選定事業者は、以下の「別紙 選定事業者等が付保する保険」に定める保険を付保するものとする。

25 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

26 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

27 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

28 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (5) 建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

## II. 事業実施に関する事項

### 1 選定事業者の権利義務等に関する制限

#### (1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### (2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する学生交流棟の設計及び建設並びに維持管理・運営業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

#### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する学生交流棟の設計及び建設並びに維持管理・運営業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

### 2 大学と選定事業者の責任分担

#### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、学生交流棟の設計及び建設並びに維持管理・運営の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書(案)に示すが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

#### (2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、5.5を参照のこと。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

#### 4 事業実施に関する事項

##### (1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

##### (2) 事業期間中の選定事業者と大学の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設企業等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設企業等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。

事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

国立大学の法人化は、平成14年6月25日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について』の閣議決定において、平成16年度を目途に開始するとされている。大学が法人化された場合の措置については別添資料「国立大学法人化に伴うPFIの取扱いについて」のとおりとする。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

##### (3) 業務内容

###### 業務内容

設計・工事監理・建設業務及び維持管理・運営業務については、事業契約書(案)及び要求水準書による。

###### 業務の委託

選定事業者は 示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

##### (4) 大学による施設整備業務の確認及び維持管理・運営業務のモニタリング

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、提案水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。なお、維持管理・運営業務について、提案水準を達成していないと認められる場合、大学は、当該業務に係る維持管理費相当の減額等を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

###### 1) 本事業の実施状況の確認

大学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、大学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

###### 基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に提案水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

###### 建築確認申請、その他各種手続き等実施時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

その他、事業者が各種の手続きを行うにあたり大学が必要と認める場合には、事業者は大学に事前説明及び事後報告を行う。

#### 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

#### 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

#### 施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

### 2) 支払の減額等

維持管理・運営業務のモニタリングを行った結果、提案水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理費相当の減額等を行うことがある。

### 3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3ヵ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

### (5) 土地の使用等

- ・本事業の学生交流棟に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。
- ・学生交流棟に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。

### 5 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

### 6 その他

#### (1) 事業の終了

事業期間が終了する以前における事業の終了について、以下に定める（事業終了についての詳細な条件、手続き等については事業契約書（案）によるものとする）。

選定事業者の債務不履行等に基づく大学による契約解除

大学は、選定事業者の債務不履行等が認められる場合、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができる。

大学の責に帰すべき事由に基づく選定事業者による解除

事業者は、大学が大学の責に帰すべき事由に基づき、履行すべき支払いを遅延する場合、選定大学との契約を解除し、事業を終了させることができる。

不可抗力事由に基づく解除

大学は、学生交流棟が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができる。

本事業に直接関係する法令変更が行われた場合等の解除

大学は、本事業に直接関係する法令の変更等が行われた場合、または選定事業者の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合、選定事業者と協議の上、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができる。

その他の事由に基づく解除

大学は、自ら学生交流棟を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して180日以上前に書面で通知した上で、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができる。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることのほか、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のホームページに掲載する。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札者全員の入札額が大学が設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 国有財産法
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・ 建築物における衛生的環境確保に関する法律
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 電気事業法・電気設備に関する技術的基準を定める省令
- ・ 水質汚濁防止令
- ・ 大気汚染防止令
- ・ 騒音規制法
- ・ 電波法
- ・ 航空法
- ・ 文化財保護法
- ・ 財政法・会計法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 風致地区に関する大阪府の条例（中山池及び待兼山周辺（池田市区域内））
- ・ 大阪大学電気工作物保安規程
- ・ その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係法令及び条例等についても遵守のこと。

### III. 提出書類

#### 1 第一次審査に関する提案書類

様式1	入札説明書等に関する質問書
様式2	競争参加表明書
様式3	競争参加資格確認申請書
様式4	グループ構成員及び協力会社一覧表
様式5	委任状
様式6	同種の実績（建設）
様式7	設計にあたる者の業務経験等
様式8	工事監理にあたる者の業務経験等
様式9	配置予定技術者の資格及び工事経験
様式10	競争参加資格がないと認めた理由の説明要求書
様式11	構成員、協力会社の変更に関する申請書
様式12	入札辞退書

#### 2 第二次審査に関する提案書類

様式14	入札提案書（表紙）様式13	入札提案書（表紙）
様式14	入札提出書類提出届	
様式15	委任状	
様式16	委任状	
様式17	入札書	
様式18	入札金額内訳書	
様式19	建設工事費内訳書	
様式20	維持管理費等内訳書	
様式21	初期調達備品費用内訳書	
様式22	資金調達計画	
様式23	長期収支計画	
様式24	資金調達提案書	
様式25	事業実施体制及び各種契約締結に関する提案書	
様式26	リスク管理方式	
様式27	事業スケジュール	
様式28	付保する保険の一覧表	
様式29	安定的な事業実施に関する提案	
様式30	要求水準に関する確認書	
様式31	事業に関する基本的な考え方	
様式32	施設の設計、建設に関する基本的な考え方	
様式33	施設の維持管理に関する基本的な考え方	
様式34	運営に関する基本的な考え方	
様式35	建設業務実施体制	
様式36	工程表	
様式37	施設設計図面（外構計画図、配置図）	
様式38	施設設計図面（各階平面図）	
様式39	施設設計図面（立面図）	
様式40	施設設計図面（断面図）	



様式41	施設設計図面（外観透視図）
様式42	各諸室面積表
様式43	外部仕上げ表
様式44	内部仕上げ表
様式45	景観への配慮
様式46	周辺地域への配慮
様式47	外構計画
様式48	外観・内観デザイン
様式49	動線計画
様式50	ユニバーサルデザインの導入に関する提案
様式51	快適性
様式52	機能維持
様式53	構造計画
様式54	フレキシビリティ
様式55	清掃及び保守・点検への配慮
様式56	維持管理への配慮
様式57	事業終了時の対応
様式58	省エネルギー対応
様式59	リサイクルへの対応
様式60	周辺地域の環境保全
様式61	初期調達備品内容説明書
様式62	維持管理業務実施体制
様式63	維持管理業務計画書
様式64	業務遂行時能力向上のための仕組み
様式65	故障時、緊急時の対応
様式66	維持管理業務の日常的な管理・報告の考え方
様式67	大規模修繕に関する配慮
様式68	食堂・喫茶、及び売店業務の運営体制について
様式69	食堂・喫茶の運営内容について
様式70	食堂・喫茶ホールの利用形態について
様式71	売店の運営内容について
様式72	食堂・喫茶、売店の安定的な運営に関する提案について
様式73	自動販売機の設置
様式74	学生交流棟としての優れた環境づくりに資するその他提案